

全ト協発第 181 号(環)

令和 6 年 7 月 9 日

各都道府県トラック協会会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
会長 坂本克巳



「放射性同位元素等車両運搬規則関係取扱要領及び核燃料物質等車両運搬規則関係
取扱要領について(依命通達)(平成2年12月27日付け官鉄保第127号、貨技第
144号)」の一部改正について

平素は当協会の業務運営に種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、国土交通省鉄道局長、物流・自動車局長の連名で、別添通達に添付されている新旧対照表のとおり「放射性同位元素等車両運搬規則関係取扱要領及び核燃料物質等車両運搬規則関係取扱要領について(依命通達)(平成2年12月27日付け官鉄保第127号、貨技第144号)」の一部が改正されました。

つきましては、貴協会におかれましても本趣旨をご理解のうえ、傘下の会員事業者に対する周知徹底方をお願い申し上げます。

- ・(通達)「放射性同位元素等車両運搬規則関係取扱要領及び核燃料物質等車両運搬規則関係取扱要領について(依命通達)(平成2年12月27日付け官鉄保第127号、貨技第144号)」の一部改正について・(別添)
- ・(別添)「放射性同位元素等車両運搬規則関係取扱要領及び核燃料物質等車両運搬規則関係取扱要領について(依命通達)」の一部改正 新旧対照表
- ・(別添)放射性同位元素等車両運搬規則等の一部を改正する省令案について
- ・(参考)国土交通省令第七十二号(官報)

以上

【本件に関する問い合わせ先】

公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部

電話：03-3354-1045 FAX：03-3354-1019



国鉄安第28号
国自基第45号
令和6年6月28日

公益社団法人 全日本トラック協会 会長 殿

国土交通省鉄道局長
(公 印 省 略)
国土交通省物流・自動車局長
(公 印 省 略)

「放射性同位元素等車両運搬規則関係取扱要領及び核燃料物質等車両運搬規則関係取扱要領について(依命通達)(平成2年12月27日付け官鉄保第127号、貨技第144号)」の一部改正について

標記について、放射性同位元素等車両運搬規則等の一部を改正する省令(令和6年国土交通省令第72号)が公布されたことに伴い、別添新旧対照表のとおり改正したので、今後はこれにより取り扱われたい。

「放射性同位元素等車両運搬規則関係取扱要領及び核燃料物質等車両運搬規則関係取扱要領について（依命通達）」の一部改正
新旧対照表

平成2年12月27日付け官鉄保第127号、貨技第144号
改正令和6年6月28日付け国鉄安第28号、国自基第45号
(傍線の部分は改正箇所)

改正後	改正前
<p>別添1 放射性同位元素等車両運搬規則関係取扱要領</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 規則及び告示中の主な条項の解釈及び取扱い</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p><u>(13)</u> 規則第15条関係 「関係者以外の者が当該放射性輸送物に近づくことを防止する措置」とは、次に掲げるいずれかの措置とする。</p> <p>(イ) 見張人の配置又は十分な検知機能や通信手段等を持つ監視カメラ等により当該放射性輸送物等を監視し、関係者以外の者が近づいた場合は注意を呼びかけること。</p> <p>(ロ) 非開放型のコンテナ又は非開放型車両に施錠して運搬すること。</p> <p><u>(14)～(20)</u> (略)</p> <p><u>(21)</u> 規則第16条の2第1項第6号関係</p> <p>(イ) 運搬責任者は見張人に対し、放射線障害の防止及び特定放射性同位元素の防護のために必要な指示を行うとともに、次の措置を講じさせること。</p>	<p>別添1 放射性同位元素等車両運搬規則関係取扱要領</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 規則及び告示中の主な条項の解釈及び取扱い</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(13)～(19)</u> (略)</p> <p><u>(20)</u> 規則第16条の2第1項第6号関係</p> <p>(イ) 運搬責任者は見張人に対し、放射線障害の防止及び特定放射性同位元素の防護のために必要な指示を行うとともに、次の措置を講じさせること。</p>

1) 2) (略)

3) 放射性輸送物等の奪取又は破壊等の不法行為が発生した場合は、運搬責任者に通報すること。

(ロ) 「見張人の配置と同等以上の措置」とは、次に掲げるいずれかの措置とする。

1) 十分な検知機能や通信手段等を持つ監視カメラ等により監視し、関係者以外の者が近づいた場合は、当該放射性輸送物に近づかないように警告すること。

2) 運搬途中において計画的に駐車及び積替えを行わず、非開放型のコンテナ又は非開放型の車両に施錠して運搬すること。

(21)～(25) (略)

3. ～5. (略)

別表第1 (略)

別表第2 (略)

別表第3 (略)

別表第4 (略)

第1号様式 (略)

第2号様式 (略)

第3号様式 (略)

別添2

核燃料物質等車両運搬規則関係取扱要領

1. (略)

1) 2) (略)

(新設)

(ロ) 「見張人の配置と同等以上の措置」とは、監視カメラによる遠隔監視等のほか、運搬途中において計画的に駐車しない場合又は積替えを行わない場合であって、非開放型の車両又は非開放型のコンテナに積載し、当該車両又はコンテナに施錠して運搬される場合をいう。

(新設)

(新設)

(20)～(24) (略)

3. ～5. (略)

別表第1 (略)

別表第2 (略)

別表第3 (略)

別表第4 (略)

第1号様式 (略)

第2号様式 (略)

第3号様式 (略)

別添2

核燃料物質等車両運搬規則関係取扱要領

1. (略)

2. 規則及び告示中の主な条項の解釈及び取扱い

(1)～(12) (略)

(13) 規則第16条関係

「関係者以外の者が当該核燃料輸送物に近づくことを防止する措置」とは、次に掲げるいずれかの措置とする。

(イ) 見張人の配置又は十分な検知機能や通信手段等を持つ監視カメラ等により当該核燃料輸送物等を監視し、関係者以外の者が近づいた場合は注意を呼びかけること。

(ロ) 非開放型のコンテナ又は非開放型車両に施錠して運搬すること。

(14)～(19) (略)

(20) 規則第17条の2第5項関係

(イ)～(ホ) (略)

(ハ) 核燃料輸送物等の奪取又は破壊等の不法行為が発生した場合は、運搬実施責任者又は見張人が運搬統括責任者へ通報すること。

(21)～(27) (略)

3. ～5. (略)

別表第1 (略)

別表第2 (略)

第1号様式 (略)

第2号様式 (略)

2. 規則及び告示中の主な条項の解釈及び取扱い

(1)～(12) (略)

(新設)

(13)～(18) (略)

(19) 規則第17条の2第5項関係

(イ)～(ホ) (略)

(新設)

(20)～(26) (略)

3. ～5. (略)

別表第1 (略)

別表第2 (略)

第1号様式 (略)

第2号様式 (略)

附則

本改正は、令和6年6月28日から施行する。

放射性同位元素等車両運搬規則等の一部を改正する省令案について

1. 背景

令和4年6月3日にデジタル臨時行政調査会において決定された「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（以下「一括見直しプラン」という。）では、アナログ規制に対するデジタル技術の活用を図るため、当該アナログ規制を規定する省令等を見直すこととしている。

今般、一括見直しプランにおける目視規制（人が現地に赴き、施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、目視によって判定すること（検査・点検）や、実態・動向などを目視によって明確化すること（調査）、人・機関の行為が遵守すべき義務に違反していないかどうかや設備・施設の状態等について、一定期間、常時注目すること（巡視・見張り）を求めている規制）を見直すため、放射性同位元素等車両運搬規則（昭和52年運輸省令第33号）等について所要の改正を行う必要がある。

2. 概要

（1）放射性同位元素等車両運搬規則及び核燃料物質等車両運搬規則の一部改正

放射性同位元素等車両運搬規則第15条及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和53年運輸省令第72号）第16条は、放射性輸送物等又は核燃料輸送物等を積載した併用軌道若しくは無軌条電車の車両、自動車又は軽車両を、道路その他一般公衆が当該車両に容易に近づくことができる場所において駐車する場合には、関係者以外の者が当該放射性輸送物又は核燃料輸送物に容易に近づけないようにする措置がなされている場合を除き、一般公衆の安全を守るために「見張人」を配置しなければならないこととされているところ。

今般、十分な検知機能や通信手段等を持つ監視カメラを利用して人間が常時遠隔監視するなど、見張人の配置等と同等以上の適切な措置が講じられる場合には、デジタル技術の活用を排除する必要はなく、状況に応じた適切な措置としてどのような手段を用いるかについては事業者自らが主体的に判断すべき事柄であるとされたことから、具体的な措置の内容（見張人の配置等）についての記載を削除することとする。

（2）核燃料物質等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則及び放射性同位元素等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則の一部改正

核燃料物質等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則（昭和 53 年運輸省令第 68 号）第 1 項第 2 号及び放射性同位元素等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則（昭和 56 年運輸省令第 22 号）第 1 条第 1 項第 5 号は、核燃料物質等又は放射性同位元素等の運搬に係る危険時における措置として、当該核燃料物質等又は放射性同位元素等を安全な場所に移した際、無用の被ばくを防ぐ観点等から、なわ張り、標識の設置等及び見張人の配置により、関係者以外の者が当該場所へみだりに立ち入ることを制限するよう求めているところ。

今般、十分な検知機能や通信手段等を持つ監視カメラを利用して人間が常時遠隔監視するなど、なわ張り、標識の設置等及び見張人の配置と同等以上の適切な措置が講じられる場合には、デジタル技術の活用を排除する必要はなく、状況に応じた適切な措置としてどのような手段を用いるかについては事業者自らが主体的に判断すべき事柄であるとされたことから、具体的な措置の内容（なわ張り、標識の設置等及び見張人の配置）についての記載を削除することとする。併せて所要の改正を行うこととする。

（3）住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（第 15 条第 1 号ロ（2）及び第 15 条第 1 号ハ（3）関係）

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成 12 年建設省令第 20 号）第 15 条第 1 号ロ（2）及び同号ハ（3）では、登録住宅性能評価機関が行う建設住宅性能評価の業務における検査について、現地に赴き、住宅の現況等を目で見確認を行う観点等から、「実地」に行くことを求めているところ。

今般、映像により住宅の現況を遠隔で確認するなど、人の目による確認と同等以上の適切な措置が講じられる場合には、「実地」によらない方法であっても適切に検査を行うことが可能であると整理されたことから、「実地」による方法のほか、そのような方法による検査も可能となるよう、「実地に」の文言を削除することとする。

（4）附則

この省令は、公布の日から施行することとする。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布・施行：令和 6 年 6 月 28 日（金）

○国土交通省令第七十二号
 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号）第五十九条第一項及び第六十四条第一項、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号）第七号）第十八条第一項及び第三十三条第一項並びに住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十五条第二項の規定に基づき、放射性同位元素等車両運搬規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年六月二十八日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

（放射性同位元素等車両運搬規則の一部改正）
 放射性同位元素等車両運搬規則（昭和五十二年運輸省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条 放射性同位元素等車両運搬規則（昭和五十二年運輸省令第三十三号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第十五条 放射性輸送物等（施行規則第二十四条の二の八第一項の表第一号に規定する特定放射性同位元素を含む放射性輸送物、当該放射性輸送物が収納され、又は包装されているオーバパック及び当該放射性輸送物が収納されているコンテナを除く。）を積載した併用軌道若しくは無軌条電車の車両、自動車又は軽車両を道路その他一般公衆が当該車両に容易に近づくことができる場所において、駐車（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第十八号に規定する駐車をいう。）する場合には、関係者以外の者が当該放射性輸送物に近づくことを防止する措置を講じなければならない。</p>	<p>第十五条 放射性輸送物等（施行規則第二十四条の二の八第一項の表第一号に規定する特定放射性同位元素を含む放射性輸送物、当該放射性輸送物が収納され、又は包装されているオーバパック及び当該放射性輸送物が収納されているコンテナを除く。）を積載した併用軌道若しくは無軌条電車の車両、自動車又は軽車両を道路その他一般公衆が当該車両に容易に近づくことができる場所において、駐車（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第十八号に規定する駐車をいう。）する場合には、見張人を配置しなければならない。ただし、非開放型のコンテナ又は車両に施錠等の措置がなされており、そのため関係者以外の者が当該放射性輸送物に容易に近づけない場合を除く。</p>

（核燃料物質等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則の一部改正）
 第二条 核燃料物質等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則（昭和五十三年運輸省令第六十八号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>1 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号。以下「法」という。）第六十四条第一項の規定に基づき、原子力事業者等（法第五十七条の八に規定する原子力事業者等をいう。以下同じ。）及び原子力事業者等から運搬を委託された者は、工場又は事業所の外における核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）の運搬中、その所持する核燃料物質等に関し、地震、火災その他の災害が起つたことにより、核燃料物質等による災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合においては、直ちに、次の各号に定める措置（法第五十九条第一項に規定する運搬にあつては、第四号に掲げる措置を除く。）を講じなければならない。</p> <p>一 核燃料物質等の運搬に使用されている鉄道、軌道若しくは無軌条電車の車両、索道の搬器、自動車、軽車両、船舶又は航空機に火災が起り、又はこれらに延焼するおそれがある火災が起つた場合には、消火又は延焼の防止に努めるとともに、直ちに、その旨を消防吏員又は海上保安官に通報すること。</p> <p>二 核燃料物質等を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、関係者以外の者の立ち入りを禁止すること。</p>	<p>1 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号。以下「法」という。）第六十四条第一項の規定に基づき、原子力事業者等（法第五十七条の八に規定する原子力事業者等をいう。以下同じ。）及び原子力事業者等から運搬を委託された者は、工場又は事業所の外における核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）の運搬中、その所持する核燃料物質等に関し、地震、火災その他の災害が起つたことにより、核燃料物質等による災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合においては、直ちに、次の各号に定める措置（法第五十九条第一項に規定する運搬にあつては、第四号に掲げる措置を除く。）を講じなければならない。</p> <p>一 核燃料物質等の運搬に使用されている鉄道、軌道若しくは無軌条電車の車両、索道の搬器、自動車、軽車両、船舶又は航空機に火災が起り、又はこれらに延焼するおそれがある火災が起つたときは、消火又は延焼の防止に努めるとともに、直ちに、その旨を消防吏員又は海上保安官に通報すること。</p> <p>二 核燃料物質等を他の場所に移す余裕があるときは、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲にはなわ張り、標識の設置等を行い、及び見張人を配置することにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。</p>

三 放射線障害の発生を防止するため必要がある場合には、付近にいる者に避難するよう警告すること。

四 核燃料物質等による汚染が生じた場合には、速やかに、汚染の広がり防止及び汚染の除去を行うこと。

五 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者がいる場合には、速やかに、その者を救出し、避難させる等緊急の措置を講ずること。

六 (略)

2 (略)

三 放射線障害の発生を防止するため必要があるときは、付近にいる者に避難するよう警告すること。

四 核燃料物質等による汚染が生じたときは、速やかに、汚染の広がり防止及び汚染の除去を行うこと。

五 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者がいるときは、速やかに、その者を救出し、避難させる等緊急の措置を講ずること。

六 (略)

2 (略)

第三條 核燃料物質等車両運搬規則(昭和五十三年運輸省令第七十二号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

第十六條 核燃料輸送物等(特定核燃料輸送物等を除く。)を積載した併用軌道若しくは無軌条電車の車両、自動車又は軽車両を道路その他一般公衆が当該車両に容易に近づくことができる場所において、駐車(道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第二条第一項第十八号に規定する駐車をいう。)する場合には、関係者以外の者が当該核燃料輸送物に近づくことを防止する措置を講じなければならない。

第十六條 核燃料輸送物等(特定核燃料輸送物等を除く。)を積載した併用軌道若しくは無軌条電車の車両、自動車又は軽車両を道路その他一般公衆が当該車両に容易に近づくことができる場所において、駐車(道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第二条第一項第十八号に規定する駐車をいう。)する場合には、見張人を配置しなければならない。ただし、非開放型のコンテナ又は車両に施設等の措置がなされており、そのため関係者以外の者が当該核燃料輸送物に容易に近づけない場合を除く。

第四條 (放射性同位元素等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則の一部改正)
放射性同位元素等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則(昭和五十六年運輸省令第二十二号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分これをこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるものように改める。

改正後

改正前

(応急の措置)
第一條 放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和三十二年法律第六十七号。以下「法」という。)第三十三条第一項の規定に基づき、許可届出使用者(表示付認証機器使用者を含む。)、届出版売業者、届出貨貸業者及び許可廃棄業者並びにこれらの者から運搬を委託された者(以下「許可届出使用者等」という。)は、工場又は事業所の外における放射性同位元素又は放射性汚染物(以下「放射性同位元素等」という。)の運搬(以下「事業所外運搬」という。)中、その所持する放射性同位元素等に関し、放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合においては、直ちに、次の各号に定める措置(法第十八条第一項(法第二十五条の五の規定)により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する運搬にあつては、第四号に掲げる措置を除く。)を講じなければならない。
一 放射性同位元素等の運搬に使用されている鉄道、軌道若しくは無軌条電車の車両、索道の搬器、自動車、軽車両、船舶若しくは航空機に火災が起り、又はこれらに延焼するおそれがある火災が起つた場合には、消火又は延焼の防止に努めるとともに、直ちに、その旨を消防署若しくは消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第二十四条の規定により市町村長の指定した場所又は最寄りの海上保安庁の事務所に通報すること。
二 放射性同位元素等を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、関係者以外の者の立ち入りを禁止すること。

(応急の措置)
第一條 放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和三十二年法律第六十七号。以下「法」という。)第三十三条第一項の規定に基づき、許可届出使用者(表示付認証機器使用者を含む。)、届出版売業者、届出貨貸業者及び許可廃棄業者並びにこれらの者から運搬を委託された者(以下「許可届出使用者等」という。)は、工場又は事業所の外における放射性同位元素又は放射性汚染物(以下「放射性同位元素等」という。)の運搬(以下「事業所外運搬」という。)中、その所持する放射性同位元素等に関し、放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合においては、直ちに、次の各号に定める措置(法第十八条第一項(法第二十五条の五の規定)により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する運搬にあつては、第四号に掲げる措置を除く。)を講じなければならない。
一 放射性同位元素等の運搬に使用されている鉄道、軌道若しくは無軌条電車の車両、索道の搬器、自動車、軽車両、船舶若しくは航空機に火災が起り、又はこれらに延焼するおそれがある火災が起つたときは、消火又は延焼の防止に努めるとともに、直ちに、その旨を消防署若しくは消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第二十四条の規定により市町村長の指定した場所又は最寄りの海上保安庁の事務所に通報すること。
二 放射線障害の発生を防止するため必要があるときは、付近にいる者に避難するよう警告すること。

三 放射線障害の発生を防止するために必要がある場合には、付近にいる者に避難するよう警告すること。

四 放射性同位元素等による汚染が生じた場合には、速やかに、汚染の広がり防止及び汚染の除去を行うこと。

五 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者がいる場合には、速やかに、その者を救出し、避難させる等緊急の措置を講ずること。

六 (略)

2 (略)

三 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者がいるときは、速やかに、その者を救出し、避難させる等緊急の措置を講ずること。

四 放射性同位元素等による汚染が生じたときは、速やかに、汚染の広がり防止及び汚染の除去を行うこと。

五 放射性同位元素等を他の場所に移す余裕があるときは、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲にはなわ張り、標識の設置等を行い、及び見張人を配置することにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。

六 (略)

2 (略)

(住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則の一部改正)
 第五条 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則(平成十二年建設省令第二十号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

(評価の業務の実施基準)
 第十五条 法第十五条第二項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。
 一 次に掲げる方法により住宅性能評価を行うこと。
 イ (略)
 ロ 新築住宅に係る建設住宅性能評価は、次に定める方法により行うこと。
 (1) (略)
 (2) 検査は、評価方法基準に従い、検査時期に行うこと。
 ハ 既存住宅に係る建設住宅性能評価は、次に定める方法により行うこと。
 (1)・(2) (略)
 (3) 検査は、評価方法基準に従い、行うこと。
 二、六 (略)

(評価の業務の実施基準)
 第十五条 法第十五条第二項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。
 一 次に掲げる方法により住宅性能評価を行うこと。
 イ (略)
 ロ 新築住宅に係る建設住宅性能評価は、次に定める方法により行うこと。
 (1) (略)
 (2) 検査は、評価方法基準に従い、検査時期に実地に行うこと。
 ハ 既存住宅に係る建設住宅性能評価は、次に定める方法により行うこと。
 (1)・(2) (略)
 (3) 検査は、評価方法基準に従い、実地に行うこと。
 二、六 (略)

附則
 この省令は、公布の日から施行する。